

平成22年3月5日

大阪市長 平 松 邦 夫 様
(担当：建設局)

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第18-90-10号）に関する関係局の対応について

標題について、平成18年7月10日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

記

1 確認内容

(1) 建設局は、次のような改善措置を行った。

① 平成18年10月発注分からの設計業務委託について、次のように改善した。

ア できる限り外部に見積を依頼せず、本市独自の積算根拠を作成することとした。

イ どうしても見積を取らなければならない場合でも、「XXXXXXXXXX」などの第3者機関に依頼する、明示する条件を減らしてどのような設計委託業務かを特定できないようにする、という工夫を行うこととした。

ウ 本市自ら積算根拠を作成することができず、上記イのような工夫もできない場合は、公募型プロポーザル方式を採用することとした。

② 平成19年3月より、設計業務委託の入札について、公募型指名競争入札へ移行した。

(2) 建設局の、平成18年度下期から平成20年度までの設計業務委託における積算方法について同局が調査したところ、218件全件において本市の積算根拠を用いて本市独自に積算していた。

(参考) 勧告の内容

設計委託業務の発注に先立ち、積算資料とするために実施する見積依頼の対象業者が、結果として、自己の見積価格と近似の「最低価格」で落札している事例が認められる。談合防止に向けての一層の努力を要請し、特に、積算資料の乏しい設計委託業務の発注のあり方について、外部からの疑念を招かないように業務執行のあり方を研究されたい。

平成22年3月5日

大阪市水道局長 白 井 大 造 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第18-90-10号）に関する関係局の対応について

標題について、平成18年7月10日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

記

1 確認内容

（1）水道局は、次のような改善措置を行った。

- ① 平成18年8月以降、それまで指名競争入札の対象としていた設計委託業務の入札について、公募型指名競争入札に移行した。
- ② 設計価格の割出しについては、平成19年1月30日付け文書「下見積のあり方について」で、入札予定業務の下見積を極力取らないことや、やむを得ず下見積を取る場合にも、公表前の書類を相手に渡さない、発注規模や数量を推定されないようにする等の工夫を行うことを水道局内に再度徹底した。

（2）平成20年度の入札実績（全81件）について水道局が調査したところ、

- ① 入札方法については、81件すべてが一般競争入札（3件）又は公募型指名競争入札（78件）により行われていた。
- ② 下見積の取得については、81件のうち80件については下見積を取得せず、残り1件については、人件費の金額を確認するために限定した情報を業者に与え、2者から下見積を得たものであった。

（参考）勧告の内容

設計委託業務の発注に先立ち、積算資料とするために実施する見積依頼の対象業者が、結果として、自己の見積価格と近似の「最低価格」で落札している事例が認められる。談合防止に向けての一層の努力を要請し、特に、設計委託業務の発注のあり方について、外部からの疑念を招かないように業務執行のあり方を研究されたい。